別記様式（第５条関係）

表

第　　号

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法
第39条第１項の規定により立入検査をする職員の身分証明書

官　　職
氏　　名

写　真

年　月　日生
年　月　日発行

総務大臣　　印

（押出スタンプ）

裏

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法（抄）

（報告の徴収等）

第39条　総務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、機構の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第44条　第39条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、50万円以下の罰金に処する。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。

## ○国土交通省令第六十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二十五第一項及び第十九条の二十六第二項並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十一条の七の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月二十八日　国土交通大臣　太田　昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

目次及び第一章の二の章名中「放出量確認及び」の前に「窒素酸化物の放出量に係る放出基準」を加える。

第一条の二を第一条の二の二とし、同条の前に次の一条を加える。

（令第十一条の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶）

**第一条の二**　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第十一条の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

一　スポーツ又はレクリエーションの用のみに供する船舶であつて、船舶の長さが二十四メートル未満のもの

二　船舶の主たる推進力を得るために設置される原動機の定格出力の合計が七百五十キロワット未満の船舶であつて、令第十一条の七の表第一号イ下欄、ハ下欄又はホ下欄に規定する放出基準に適合する原動機を設置することが当該船舶の構造上困難であると地方運輸局長（船舶又は物件が本邦にある場合にあつては当該船舶又は物件の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）（運輸支局（地方運輸局組織規則（平成十四年国土交通省令第七十三号）別表第二第一号に掲げる運輸支局（福岡運輸支局を除く。）を除く。）、同令別表第五第二号に掲げる海事事務所又は内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第一項の規定により沖縄総合事務局に置かれる事務所で地方運輸局において所掌することとされている事務のうち国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十二条第二項に規定する事務を分掌するもの（以下「運輸支局等」という。）の長を含む。以下第四十四条までにおいて同じ。）、船舶又は物件が本邦外にある場合にあつては関東運輸局長。以下第四十四条までにおいて同じ。）が認めるもの

第一条の四第二号を次のように改める。

二　前号に掲げるもののほか、原動機が船舶に設置される前に放出量確認を受けることが困難であると地方運輸局長が認めたとき。

第一条の二十一中「海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶

二　引かれ船等及び天然資源の掘採又は貯蔵の用に供する船舶

第一条の二十三第二項に次のただし書を加える。

ただし、貨物を積載するための甲板を有さず、専ら旅客の宿泊を伴う航海に従事する旅客船及び専らばら積みの液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶に取り付けられるものにあつては、この限りでない。

第二条第六項第一号中「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）」を「令」に改める。